

大阪扱い分

労働者派遣法に基づく情報提供

令和8年6月1日

1. 令和6年8月～令和7年7月が対象期間。

2. 料金の平均額と賃金額の平均額

は下記の通りです。

派遣労働者平均＝無期雇用派遣労働者平均

(1日8Hあたりの) 労働者派遣に関する料金の平均額 32,452円 派遣労働者

(1日8Hあたりの) 派遣労働者の賃金額の平均額 19,742円 派遣労働者

3. 平均マージン率

は下記の通りです。

派遣労働者平均＝無期雇用派遣労働者平均

平均マージン率＝39.2%

4. 派遣労働者の人数 10人

5. 派遣先の数 3社

6. 労働者の待遇の決定方法

労使協定方式

兵庫県・神奈川県の派遣先で船舶または建機の設計業務に

・対象となる派遣労働者の範囲 : 従事する社員

・労使協定の有効期間 : 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

7. 教育訓練に関する事項

新入社員技術習得教育

安全衛生教育及び技術レベルアップ教育

(賃金の支給あり。派遣社員の負担なし)

長崎扱い分

労働者派遣法に基づく情報提供

令和8年6月1日

1. 令和6年8月～令和7年7月が対象期間。

2. 料金の平均額と賃金額の平均額

は下記の通りです。

派遣労働者平均＝無期雇用派遣労働者平均

(1日8Hあたりの) 労働者派遣に関する料金の平均額 30,604円 派遣労働者

(1日8Hあたりの) 派遣労働者の賃金額の平均額 17,965円 派遣労働者

派遣労働者平均＝有期雇用派遣労働者平均

(1日8Hあたりの) 労働者派遣に関する料金の平均額 30,518円 派遣労働者

(1日8Hあたりの) 派遣労働者の賃金額の平均額 17,475円 派遣労働者

3. 平均マージン率

は下記の通りです。

無期雇用派遣労働者平均マージン率＝41.3%

有期雇用派遣労働者平均マージン率＝42.7%

4. 派遣労働者の人数 19人（無期雇用派遣労働者）、2人（有期雇用派遣労働者）

5. 派遣先の数 1社

6. 派遣労働者の待遇の決定方法

労使協定方式

・対象となる派遣労働者の範囲 : 長崎県の派遣先で船舶の設計業務に従事する社員

・労使協定の有効期間 : 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

7. 教育訓練に関する事項

新入社員技術習得教育

安全衛生教育及び技術レベルアップ教育

(賃金の支給あり。派遣社員の負担なし)